

令和 7 年度 萩浦小学校いじめ防止基本方針

(27) 富山市立萩浦小学校

目 次

1 萩浦小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
(3) いじめの定義	1
2 本校のいじめの実態と課題について	2
(1) 本校の実態	2
(2) 本校の課題	2
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取組	2
(2) いじめの早期発見のための取組	3
(3) いじめへの対応	4
4 重大事態への対処について	6
(1) 重大事態とは	6
(2) 重大事態の対応についての留意事項	6
※ 参照資料	7~10

1 萩浦小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立萩浦小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「萩浦小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わざいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

(3) いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体的な内容に関しては、「富山市いじめ防止基本方針」（令和 5 年 8 月）を参照。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- 令和6年度は、冷やかしやからかい等の言葉によるいじめを認知した。その中で、小グループ内での一対複数による事案もあった。また、冷やかしやからかい以外にも、仲間外れ等の事案や家庭でのSNS上のトラブルから発展するケースも認知した。令和7年3月現在、ほぼ解決済みであるが、解消は図られたが支援継続中のものもあり、今後も児童の様子を見守り、家庭、地域と連携した指導を継続していく必要がある。

(2) 本校の課題

- 進級、学級編成があり、新たな環境の中でいじめの再発や新たな事案の発生が考えられる。そこで、児童の様子を常に気にかけ、大人の気付かない場所でいじめが行われたりすることのないよう、4月当初より学級の仲間づくりやいじめ未然防止の指導の充実に努めていく。
- コロナ禍の影響もあり、特定の友達とのみ付き合ったり、他者と上手にコミュニケーションをとれなかったりする児童が見受けられる。SST等、他者との関わり方について今後も継続的な支援が必要である。
- 児童のメディア利用時間が長い傾向が見られる。それに伴い、オンラインゲーム上での誹謗・中傷やSNSでの画像、動画の配信等、ネットトラブルが把握されており、今後も携帯電話やゲーム機での通信機能を使いたいじめの懸念がある。ネットモラルに関する指導を一層しっかりと行う必要がある。また、何よりも保護者の協力を得ることが大切である。
- 冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- 児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。（SGE、SSTの活用）
- 道徳教育の充実を図り、他の人の思いやる心を育てるとともに、宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感できるようにする。

- ・学級活動等で、エンカウンターを実践したり、子供たちが自主的に活動できるよう工夫したりしながら、一人一人の子供たちの自己有用感を高める活動を進める。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、自己肯定感をもち、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・読書活動、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設ける。
- ・いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業や行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図る。
- ・児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- ・いじめを受けている児童が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ・発達障害等「特に配慮が必要な児童」については、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図るとともに、校内にいじめ防止対策委員会を設置し、未然防止に取り組む。

※ 参照① 7 P 【表1 いじめ防止対策委員会】

- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※ 参照② 7, 8 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する定期的なアンケート等を実施することで、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめは大人に見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、いじめの疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげる。
- ・児童に貸与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活

用するなど、児童の抱える悩みを把握し、解消に向けて適切に働きかける。

- ・教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日頃から「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に繋ぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・いじめられている児童にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

(3) いじめへの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、不安を取り除くよう努める。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※ 参照③ 9P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

参照④ 10P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行います。

ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全を確保する。

イ 必要に応じ、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に別室で指導することなどで、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。

ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者、医療関係機関等、外部専門家の協力を得て、取り組む。

- ・いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。

ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者、医療関係機関等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。

イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめへは、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財

産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

エ いじめの背景やいじめをした児童の抱える問題にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。ただし、児童の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

- ・いじめが起きた集団の児童に対しては、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・児童が、児童会活動（学級会、学年集会等）や道徳科の授業を通して、自らいじめ問題について学び、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行う。
- ・縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の行事、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り切ろうとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培う。
- ・学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・児童や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上の不適切な書き込み等の情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講じる。その際、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を要請する。さらに、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報をし、援助を求める。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を得る。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等	これらがいじめによるもので ある疑いが生じているとき
② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 <ul style="list-style-type: none">・年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席をしている場合 は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。	

(法第28条参照)

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる必要がある。
- ・児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める。被害児童や保護者に寄り添いながら対応することを第一とする。
- ・調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して、定期的又は、適時に説明や経過報告を行う。また、調査結果を公表する場合は、公表の仕方や公表の内容を被害児童とその保護者に確認する。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

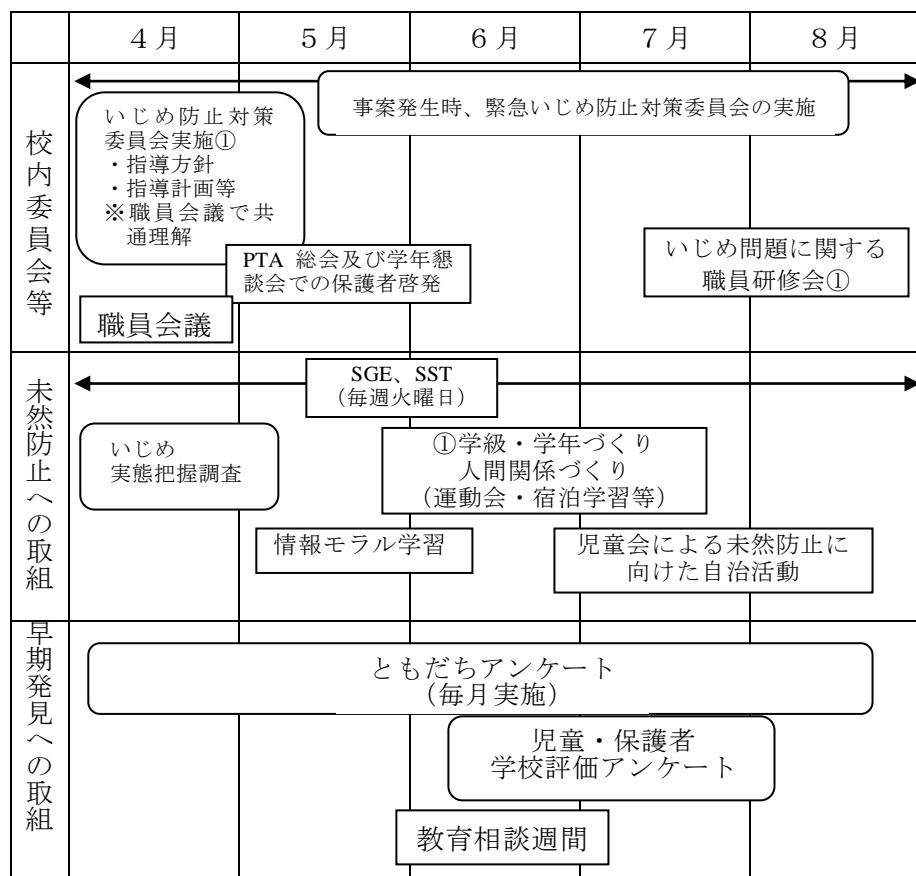
※ 参照①

【表1 いじめ防止対策委員会】

役 職	分担 1	分担 2	備 考
校長	総 括		
教頭	総 務		
生徒指導主事	調査班		
スクールカウンセラー			
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班		
担任等関係教員	調査班	対応班	

※ 参照②

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

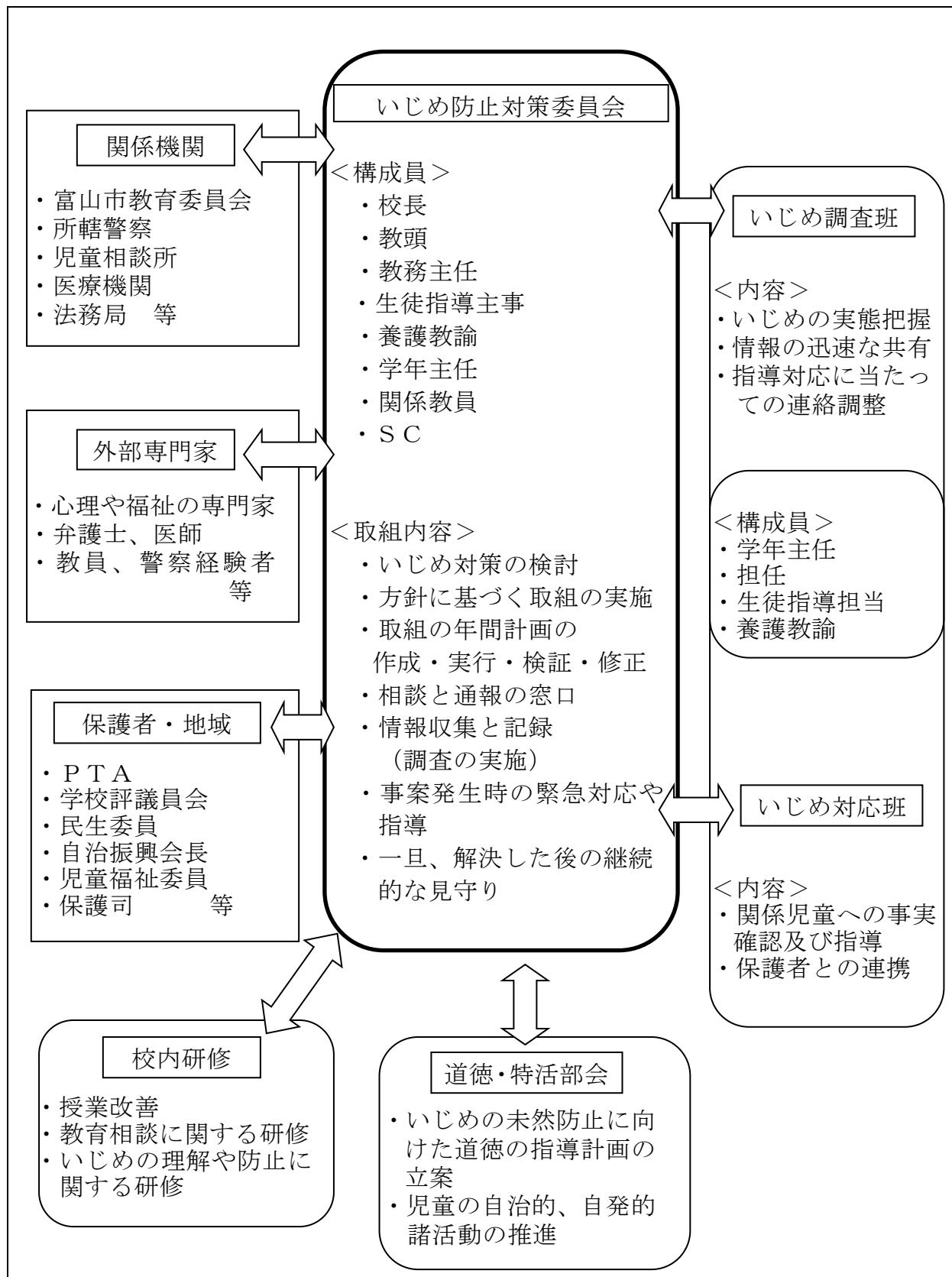


	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施② • 情報共有 • 2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施		いじめ問題に関する職員研修会②		いじめ防止対策委員会実施③ • 本年度のまとめ • 指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (学習発表会等)	SGE、SST (毎週火曜日)	児童会による「人権週間」への取組	③学級・学年づくり 人間関係づくり (卒業を祝う週間等)		道徳・特別活動 計画へ生かす	
早期発見への取組			ともだちアンケート (毎月実施)	教育相談週間	児童・保護者 学校評価アンケート	教育相談週間	

※ 参照③

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



※ 参照④

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

